

社会福祉法人三芳町社会福祉協議会決裁規程

平成29年4月1日

規程第121号

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人三芳町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の事務決裁手続き及び専決について必要な事項を定めることを目的とする。

(決裁の手続き)

第2条 決裁を要する事案については、担当者が起案し、順次上司を經由し、合議の必要があるものについては合議を経た上で、決裁責任者が決裁する。

(会長専決事項)

第3条 定款第27条第1項に定める会長が専決できる業務については次に掲げるものとする。

- (1) 公印の改廃
- (2) 事務局長及び施設管理者以外の職員の任免
- (3) 人事異動及び配置転換
- (4) 会計責任者の任免
- (5) 特定個人情報等事務取扱責任者及び担当者の任免
- (6) 職員の賞罰その他重要な人事に関すること
- (7) 本会給与規程に基づく職員の給与額の決定
- (8) 予算の編成
- (9) 債権の免除及び効力の変更のうち、当該処分が本会に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別な理由があると認められるもの。ただし、本会運営に重大な影響があるものを除く。
- (10) 契約のうち下記に掲げるもの
 - ア 1件250万円以下の工事及び製造の請負
 - イ 1件160万円以下の食料品及び物品等の買入れ
 - ウ 前ア及びイに掲げる以外の契約のうち、100万円以下のもの
- (11) 予算上の予備費の使用
- (12) 基本財産以外の固定資産の取得及び廃棄。ただし、本会運営に重大な影響があるものを除く。
- (13) 1件10万円以上の予算の流用に関すること
- (14) 1件10万円以上の支出及び収入に関すること
- (15) 1件10万円以上の寄付金品の受入に関すること
- (16) 所轄庁への定款、役員変更等認可申請

- (17) 各委員会委員の委嘱に関する事
- (18) 表彰対象者及び感謝状交付対象者の選定
- (19) 要綱・要領等軽易な取り決めの制定及び改廃
- (20) 情報の開示に関する事
- (21) 役職員の県外出張命令に関する事

(常務理事専決事項)

第4条 常務理事の専決事項は次のとおりとする。

- (1) 事務局長の願届、休暇、休業、職業専念免除及び出張命令に関する事
- (2) 事務局長以外の職員の引き続き4日以上県内出張命令に関する事
- (3) 事務局長以外の職員の引き続き4日以上休暇、休業、職業専念免除に関する事
- (4) 1件10万円未満の予算の流用に関する事
- (5) 1件10万円未満の支出及び収入に関する事
- (6) 1件10万円未満の寄付金品の受入に関する事
- (7) 固定資産を除く損傷その他の理由により不要となった物品、又は修理を加えても使用に耐えないと認められ物品の売却及び廃棄

(事務局長専決事項)

第5条 事務局長の専決事項は次のとおりとする。

- (1) 職員の事務分掌に関する事
- (2) 公印の保管及び使用に関する事
- (3) 職員の給与の支払に関する事
- (4) 文書の破棄に関する事
- (5) 職員の時間外及び休日勤務命令
- (6) 職員の服務上の願い及び届に関する事
- (7) 職員の引き続き4日未満県内出張命令に関する事
- (8) 職員の引き続き4日未満休暇、休業、職業専念免除に関する事
- (9) 1件5万円未満の予算の流用に関する事
- (10) 1件5万円未満の支出及び収入に関する事
- (11) 1件5万円未満の寄付金品の受入に関する事
- (12) 定例的、又は軽易な通知、申請、照会、回答、届出、許可、報告に関する事
- (13) 諸証明に関する事
- (14) 緊急を要する場合の住民の援護に関する事
- (15) 広報の発行に関する事
- (16) 前各号の他、事務事業に関する定例的な事項に関する事

(専決制限)

第6条 次に掲げる事項については専決を認めない。

- (1) 基本財産及び本会の事業の存続要件になり得る重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 事務局長及び施設管理者の選任及び解任

- (4) 従たる事務所その他の組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう）の整備
- (6) 役員等又は評議員がその任務を怠ったため、本会が損害を受けたときの損害賠償責任の免除
- (7) 重要事案と認められるもの
- (8) 異例に属し、又は将来先例になると認められるもの
- (9) 疑義もしくは、重大な紛議のあるもの、又は将来その原因となるおそれのあるもの
(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。